

第7回 (定例) 豊岡市農業委員会総会 (定例会) 会議録

平成30年10月24日 (水)

(豊岡市役所3階会議室)

午後1時30分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
番 委員
番 委員
- 日程第2 会期の決定について
月 日 日間
- 日程第3 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 報告第11号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 日程第5 第38号議案 農地転用許可条件の変更承認申請審議について
- 日程第6 第39号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第40号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第41号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第9 第42号議案 農地等の競売・公売に参加するための買受適格者証明書の交付申請審議について
- 日程第10 第43号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第11 第44号議案 平成30年度豊岡市農政等に関する意見書について
- 日程第12 第45号議案 農用地利用集積計画の決定について

出席委員 (18名)

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 宮 岡 正 則 | 2 番 | 加 悦 富美恵 |
| 3 番 | 高 尾 利 美 | 4 番 | 原 清 美 |
| 5 番 | 蜂須賀 久 人 | 6 番 | 井 谷 勝 彦 |
| 7 番 | 田 中 直 喜 | 8 番 | 上 坂 光 広 |
| 9 番 | 水 嶋 義 彦 | 10 番 | 西 沢 泰 裕 |
| 11 番 | 宮 口 豊 | 12 番 | 北 垣 裕 次 |
| 13 番 | 齋 藤 善 久 | 14 番 | 石 橋 重 利 |
| 15 番 | 尾 口 正 信 | 17 番 | 村 田 憲 夫 |
| 18 番 | 大 原 博 幸 | 19 番 | 森 井 脩 |

欠席委員（1名）

16 番 永 井 辰 正

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局次長…橋 本 明 宏 農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁

農業委員会事務局主査…西 田 弥

午後1時30分開会

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。9月の天候不順にやきもきしながら秋の収穫の方もなんとか大きな災害もなく無事に終わったのではないかと考えております。9月15日の作況指数が末に発表されまして、前回8月も若干下がったんですがほぼ平年並みというようなんですが、どうも実感的にはそうではないというのが皆さん方の感覚ではないのかなと思います。統計上は昔から言われているんですが、米の収量を計算するのにふるいの目を1.7細かいのでふるいましてその数字が基本になっているようです。実際はコウノトリ米ですとご案内のとおり1.9ということです。その差はものすごい。特に今年は8月の高温で籾穀といいますか米粒が小さめということです。よけいのことふるいの下に落ちるのが多いという。そういうことでいわゆるくず米が多かったでしょうが、去年は農協が90円くらいで引き取ってくれてたのが今年は50円、半分くらいになり、コウノトリ米でも80円にしかならないという。米づくりの農家の皆さんはそういう意味では今年は少し大変だったのではないかなと考えております。そして天候不順のせいなのかよくわかりませんが、今年は秋の柿が木に付いたまま熟してしまいまして、ぼたぼた落ちると。落ちるのは従来ですと柿のへた虫という虫がわきまして、へたのところのところに幼虫が穴を開けて養分を吸ってその障害で早く赤らんでしまって落ちるといのが一般的な柿の秋の落花なんです、今年はそうではなくて、へた虫の食害も何もないのに木になったまま熟してしまってぼたぼた落ちるといのがあちこちに見られます。どうやらこれはカメムシの被害のようです。正確なところはわかりませんが、どうもそんなことで、青い色のカメムシです。同じ家の中にいる黒いのではなくて青色のちょっと小粒の、あれが大量に発生したのではないのかなと。そのせいで柿がそんな状態ではないのかと。私のところは但東町ですが、蕎麦を作っています、今まで経験したことがないのですが、ヨトウ虫が大量発生をいたしました。一圃場をうっかりすると一晩、二晩くらいで全滅します。あつという間に葉っぱから花が咲いて実がなりかけているのから、それまでも全部食べてしまいます。軸だけになってしまいます。台風21号とか2回くらい来て結構風が吹いたんですが、それにやられた蕎麦畑はシャンと立っています、他のところはだいたい倒れて、蕎麦は倒れても天気さえよければまた起き上がってくるんですが、立ったままで実が一つも付いていない。今まであまり経験したことがないことが次々と起

こるようで、これも天候不順というのか影響かなということを考えております。いずれにしましても農業は大変だなという実感を今年もしたところです。

本日は第7回の定例会でございます。慎重なご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。冒頭のあいさつにさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

欠席の通告をいただいております。16番 永井辰正委員の通告を受けております。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、許可条件変更申請案件1件、報告案件24件、許可申請案件19件、証明案件10件、協議案件2件、合計56件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

17番 村田 憲夫 委員

18番 大原 博幸 委員

以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第7回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第7回総会（定例会）は、本日10月24日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

農地法第5条の規定による許可の取消願について

○議長（森井 脩） 日程第4、報告第11号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○14番（石橋 重利） 差し支えなかったら、周辺住民の反対の内容を教えてください。

○事務局（古谷 明仁） ○○区の方から市の方に要望書が出てまいりまして、宅地開発に関する陳情書ということでございます。主な理由につきましては、工事車両の運搬経路になってまして、当工事の運搬車両による振動及び家屋の損害であるとか、あるいは車

両による道路の地盤沈下、あるいは造成地の軟弱地盤が懸念等あり、そのあたりで地元の方から反対の意見が後日出てきたということで、今回双方で取り下げしたいという届け出が出てまいりました。以上です。

○14番（石橋 重利）　　ということは一旦許可をされて、当初の申請の時にもそういうことは地区の住民の方からは何もなかったということになるんですかね。

○事務局（古谷 明仁）　当然、転用許可の場合ですけれども、地元区長あるいは水路等ありましたら農会長、あるいは隣接の農地の方については転用の了解を取っています。ただ、宅地の方については了解を取っていないんですけど、そのあたりは区長印をもらうことで区民が了解されているという主旨で我々は申請を受理したわけですけれども、その後地区の諸事情によりいろいろな意見が出てきてこういう経過に至ったと推測されます。詳細は特に本人さんから出てきた届け出といいますのは今の地元の反対にあったということで断念したという理由しかこちらは分かりません。市への要望があったので工事車両等による影響、隣接の宅地の方の振動とかによる家屋の被害が想定されたのでそういう意見が出てきたんじゃないかなと推定します。以上です。

○議長（森井 脩）　　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩）　　質疑なしと認めます。

　　以上で、報告第11号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」は県に進達します。

第38号議案、農地転用許可条件の変更承認申請審議について

○議長（森井 脩）　　付議事項に入ります。日程第5、第38号議案「農地転用許可条件の変更承認申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩）　　事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、18番 大原委員、お願いします。

○現地調査員（大原 博幸）　10月15日、事務局2名、建設課1名、私と加悦さんと現地を確認してまいりました。その結果、期間の延長ということでもありますし、特に問題はないと判断しましたので報告させていただきます。以上です。

○議長（森井 脩）　　ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。よって、第38号議案「農地転用許可条件の変更承認申請審議について」は原案のとおり可決されました。

変更承認すべきという意見を付して県知事に進達します。

第39号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 日程第6、第39号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、17番 村田委員、お願いします。

○現地調査員 (村田 憲夫) 去る10月12日、永井委員と事務局と私とで3条の現地確認に行っていました。9件と件数の多い、そのうえに広範囲でいろいろ大変でしたけれども、事務局の段取りがよかったですので無事終わりました。先ほど事務局の説明のとおりでなんら付け加える事項はございません。以上でございます。

○議長 (森井 脩) ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。よって、第39号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第40号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 日程第7、第40号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

なお、この議案の中に農業委員会に関する法律第31条に係る案件が含まれておりますので、その案件とは別々に審議をいたします。

それでは、申請番号60番の案件について審議をします。

なお、高尾利美委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

(高尾委員の退席)

○議長 (森井 脩) 事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、18番 大原委員、お願いします。

○現地調査員 (大原 博幸) 10月15日、事務局2名、建設課1名、私大原と加悦委員の5名で現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおりでなんら異議はございません。以上です。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

では、高尾委員は入席してください。

(高尾委員の入席)

○議長 (森井 脩) それでは、申請番号61番以降について、事務局の説明をお願いします。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な場合につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、18番 大原委員、お願いします。

○現地調査員 (大原 博幸) 10月15日、事務局2名、建設課1名、加悦委員と私の計5名で現地を確認してまいりました。61番でございますけれども、これについては先ほど事務局から説明がありましたけれども、私たちが確認した時点ではすでに農地ではなくて、工事用の土砂が堆積しているというような状況でございます。農地ではないなということで始末書を出していただきました。その結果ということでございまして、公共事業という性格もありますのでやむを得ないだろうという判断をさせてもらったところでございます。それから63番でございますけれども、これも始末書が出ておりますけれども、すでに造成が始まっているという状況がございまして、状況からみましてやむを得ないだろうという判断をさせていただきました。あとの案件については事務局の説明のとおりで意見はございません。以上でございます。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○1番 (宮岡 正則) 61番の議案なんですけど、面積が現在の面積と区画整理した面積と区画整理の方が多いんですけど、これはどういうことなんですか。

○事務局 (古谷 明仁) 申請農地に記載している面積につきましては台帳面積であげさせてもらっています。面積については区画整理の方に確認しないとはっきりしたことは言えないんですけども、区画を実測等で仮換地指定をされているんですけども、そんな中で今の面積で計画されています。ですので実測と台帳の差ではないのかなと思うんですけども、そのあたり確認できていないのが実情です。

○1番 (宮岡 正則) 仮の字で申請というのはできるんですか。

○事務局 (古谷 明仁) このあたりにつきましては、本来は仮換地ということで法務局で本換地される時期が平成33年予定と聞いております。ただそうすると先ほど話があったように堤防の関係で協力していただいて、移っていただく場所がこの場所しかないという中で法務局の方と協議しまして、それだったら仮換地番と今の申請地番を明記してもらって登記してもらったらいというようなアドバイス等もいただく中で、その面積等に

については稲葉川の区画整理事業の方が決めておられる面積になってきておりますので、詳細はこの場では分からないというのが実情です。おそらく実測面積でその誤差があるんじゃないかなと思います。

○1番（宮岡 正則） うちの近くなんでいろいろと問題があるなど。余計にこんな面積のことで申請が通るのかなと思ったり。多くなったり少なくなったりするのは分かるんですけど。

○事務局（古谷 明仁） 基本的には少なくなるというのは聞いてます。区画整理することによって道路とか公共の施設等取っていくので、その中ここがどうして増えているのかということについては

○1番（宮岡 正則） 新しいところで申請をしますよね、本来は。

○事務局（古谷 明仁） 普通は。ただ、今、登記ができませんので、現在の、本来所有権の移転であれば元地番でされるみたいなんですけれども、今回、移転先の関係、あと登記まできちっとできるかということも考えながら県あるいは稲葉川区画整理推進室、法務局等と協議して今回この総会で議決いただいたらそれがスムーズにいくように調整はさせてもらってます。以上です。

○議長（森井 脩） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第40号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第41号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（森井 脩） 日程第8、第41号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、17番 村田委員、お願いします。

○現地調査員（村田 憲夫） 10月12日、永井委員と私、それから事務局とで現地確認を行ってまいりました。先ほど事務局のとおりですべて農地ではないと確認されました。以上、ご報告申し上げます。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○18番（大原 博幸） 26番の案件ですけれども、地目変更登記となっておりますけれども、墓地という地目になっておりますけれども、どういう地目に変更されるんですか。

○事務局（古谷 明仁） 26番の江本の関係ですけれども、実際、今回分筆をさせて道路部分と墓地部分、墓地のよう壁というのか、墓地敷地の一部がかかっていたということで筆を分けられてそこを墓地として地目変更される予定です。

○18番（大原 博幸） 墓地として地目変更できるんですか。

○事務局（古谷 明仁） 現況は墓地です。

○17番（村田 憲夫） 角のところがちょっと残ってて、そこが地目変更できてなかったの合わせて一緒にやっちゃおうということで。

○事務局（古谷 明仁） 本来、墓地の場合は埋葬法とか生活環境課の許認可が必要なんですけれども、今回は非農地証明ということを20年以上非農地だということの証明をさせていただいて、それを添付されて地目変更を法務局にされる中で、法務局が墓地としてされるのか雑種地、宅地としてされるのかというのは不動産登記法によって法務局が判定されるんですが、現況が墓地なので、今回、墓地で20年ということで議案にあげさせてもらっています。現況は墓地ではあります。

○18番（大原 博幸） ここは農地ではないですよということは農業委員会が言うだけであって、あとは知りませんよという世界ですね。

○事務局（古谷 明仁） 知りませんというか、あとの地目は法務局さんの方で現場を見て、この許可書を添付されて土地家屋調査士さん等頼まれて地目変更登記申請をされるんですが、そこでどういうふうに認定されるか、おそらく墓地で認定されるかなとは考えますが、断言はできません。

○17番（村田 憲夫） 一角が墓地であって、道路の横っちょが地目がちょっと登記できずに残っていたみたい。あわせてしてしまうよということで、そういうことですね。だから現況は墓地だわ。完全な。

○6番（井谷 勝彦） そしたら今20年無許可で全部されているところも農業委員会としては今後は20年経っていれば出されるという基本でいいんですね。基本は。

○事務局（古谷 明仁） 墓地に関してですか。

○6番（井谷 勝彦） 墓地に関してです。法務局がどう判断されるかは別として、農業委員会としては20年経っていれば基本的には非農地を出すというのは墓地であっても許可あるなしは別として出すというスタンスでいかれるということで間違いないですね。

○事務局（古谷 明仁） 農地法の申請の場合でしたら、4条5条というのは添付資料で生活環境課からの許可がないと受け付けはさせてもらえないわけですが、非農地の場合に限って言うと、今回については、ちょっと今日局長がいないのであれなんですけれども、生活環境の方とも協議をしながら今回の非農地証明については20年経過しているということであげさせていただいています。同じように墓地になっているところを20年経過しているという根拠資料を添付されて非農地証明が出てきた時については再度生活環境の方とも調整しながら協議を進めていきたいと考えております。今ここで、基本的スタンスとして非農地証明につきましては20年の根拠があれば進めていくということです。積極的な推進というのは考えてません。

○議長（森井 脩） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時30分）

（再開 午後2時40分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第41号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第42号議案、農地等の競売・公売に参加するための買受適格者証明書の交付申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第9、第42号議案「農地等の競売・公売に参加するための買受適格者証明書の交付申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、17番 村田委員、お願いします。

○現地調査員（村田 憲夫） 10月12日、永井委員と私、それから事務局とで現地確認に行ってきました。現地は香住にありますかすみが丘の住宅地のちょうど下の分で、造成がされているような状況でございます。その後を買われて畑にされるというような状況でございます。先ほどの説明のとおりで補足する事項は他はございません。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第42号議案「農地等の競売・公売に参加するための買受適格者証明書の交付申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

証明書を交付します。

なお、証明書を発行した者が、売却決定を受け、これにかかる3条申請の提出があった場合は、総会の議案にかけることなく許可書を交付し、後日の報告案件とします。

第43号議案、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予に関する適格者証明について

○議長（森井 脩） 日程第10、第43号議案「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、18番 大原委員、お願いします。

○現地調査員（大原 博幸） 10月15日、事務局2名、建設課1名、私と加悦委員と5名で現地を確認してまいりました。その結果、先ほど事務局から説明のあったとおり、特に意見はございません。以上でございます。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第43号議案「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は、原案のとおり可決されました。

証明書を発行します。

第44号議案、平成30年度豊岡市農政等に関する意見書について

○議長（森井 脩） 日程第11、第44号議案「平成30年度豊岡市農政等に関する意見書について」を議題とします。

事務局、説明願います。

○事務局（古谷 明仁） 24ページをご覧ください。第44号議案、ここで修正がございます。平成29年度を平成30年度に修正願います。

意見書にあたりまして、委員の皆さまには現在までいろいろとご協力をいただきましてありがとうございました。その意見の取り纏めの代表をしていただきました大原委員さんから一言いただきたいと思いますが、その前に一部修正がございます。30ページをご覧ください。30ページの項目5番でございます。環境にやさしい農業・地産地消と食農教育の推進（2）③を削除願います。意見書作成にあたりまして正副会長会2回、役員会2回開いております。また、関係部局との調整ということで農林水産課とも協議をしております。そんな中、議案発送後において再度農林水産課と協議を行いま

した。小学校等ではふるさと学習ガイドブックにて環境学習を行っております。農業の実情として遊休農地の拡大や野生動物による被害が大きな社会問題になっているのは双方充分承知しているわけですが、それを子どもたちにいかに伝えていくか等課題があります。そんな中、10月19日、推進会議の後に正副部会長さん、役員さんの合同会議を開きましてこの件について検討した結果、今回、意見書にあげず、来年に向けて検討していくということになり削除しております。修正箇所は30ページの③のみですが、意見書ということでのちほど、5番だけ今のところを消した資料をお手元の方にお配りさせていただきたいと思います。それでは意見の取りまとめの代表をしていただきました大原委員さんの方から一言いただきたいと思います。

○18番（大原 博幸） 意見書担当委員3名を代表いたしまして私の方から少しお話をさせていただきます。

本年度の意見書にあたっての取り組み経過ですが、本年度の意見書につきましては、昨年同様5つの項目、1つは遊休農地の発生防止及び解消、2つ目は担い手農家や集落営農等の育成と支援、3番目には地域を支える農政、4番目には有害鳥獣の被害防止対策の強化、5番目に環境にやさしい農業・地産地消と食農教育の推進、この5つのテーマで農業委員、推進委員さんそれぞれに意見を募集いたしました。その募集の結果を受けて、それぞれ項目ごとに執筆担当者をお決め願って、チームとして検討いただき、原稿として提案していただきました。その原稿を3人の検討委員でさらに協議をいたしまして修正を加えました。その修正結果を役員会にかけまして、さらに修正、加筆等加え、それをまた3人の委員で検討し、最終的には10月17日の役員会で本日提案しております意見書の元を作らせていただいたところでございます。大変皆様方にはお手数かけたなと思っておりますけれども、その意見書を作成するに当たりまして特に配慮した点は、一つは、多くの提案をいただいているんですけれども、本来農業委員会がやるべきことかどうかと。あるいは一般行政がやるべきことかどうかという点で提案を整理させていただいて、行政部局にやっていただくということを視点にして意見をまとめさせていただいたということが第1点。それから2点目にはいろいろな関係各課と協議をする中で、実現可能かどうかということを事務局とも十分協議しながら、これは提案してもいけないんじゃないかという点に内容を整理してさせていただいたというようなことでございます。皆さんの当初の思いと若干違う点も出てきたかもしれませんが、そういう状況も理解いただきまして、皆様にご理解いただけたらと思っております。11月1日にこの意見を市長に提案したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（古谷 明仁） 今、大原委員さんの方からもありましたけれども、意見を出していたのに自分のものが載っていないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、まったく取り上げていないということではなくて、どれも貴重な意見として検討しております。それでは意見書につきましては朗読をもって提案ということにさせていただきます。

と思います。

まず最初のはじめにつきましては事務局の私の方で朗読させていただきます。

農業・農村の持つ多面的機能の高い評価は、多くの国民の共通する認識であります。とりわけ食糧生産の基盤である農地は、幾多の先人の知恵と汗で創られたかけがえのない国民の資産であります。しかし、近年日本の農業・農村を巡る状況は大きく変化し、農地も資産として生かされず、放棄されたり山林化する事態が進行し、深刻な社会問題となっています。本市においても、とりわけ中山間地において特に深刻であり、その対策は喫緊の課題であると考えます。

また、農業を取り巻く状況は、グローバリズムが進行する中、農産物の輸出拡大、強い農業の創造が謳われていますが、食料自給率の低下は止まらず、高齢化・労働力不足、担い手不足、有害鳥獣被害の拡大などに加えて、コメ政策の大転換など課題が山積しています。

こうした中、本市農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、豊岡市農業の振興に向け、遊休農地の発生防止及び解消や農地利用の最適化に取り組んでいます。特に、それぞれの委員の担当地区を明確にすることで地域の農業者や関係者との意見交換を密にし、それぞれの地域が抱える課題や問題点の把握に努めています。本市は、円山川本流域の平坦部から山間・中山間地まで多様な条件の下で農業が展開されています。地域の課題や問題点もそれに応じて様々です。地域の実情に合ったきめ細かな施策の展開が求められていると考えます。

地域の意見やそこから得られた知見をもとに、現況における課題を委員会として議論しまとめました。市におかれましては、平成31年度の予算編成に際し、特段の配慮のうえ農業振興に反映されますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき意見書を提出します。

次のページの意見項目ですけれども、それぞれのページと同じ項目になっていますのでそれぞれの代表の方、朗読の方お願いしたいと思います。

○17番（村田 憲夫） 1 遊休農地の発生防止及び解消ということで、宮口委員と加悦委員で原案を考えて提出いたしました。それでは朗読いたします。（1）農地利用最適化に関する連携支援について。遊休農地の発生防止及び解消のための農地の利用調整については、地元の農会・区・営農組織及び担い手等の協力を得ているところであるが、市においても、今以上に、国、県、市及び農地中間管理機構の補助制度活用等連携支援を図られたい。（2）発生防止及び解消に向けての具体的な支援について。①農地として活用したいが農道が狭い、上流の水路が災害等により取水できない等、農地が農地として活用できなくなり、やむを得ず遊休農地となっている所も見受けられる。そうした所には、農道の幅広及び水路整備に思い切った支援体制を進められたい。②地域の話し合いにより、守るべき農地であれば、ビオトープや耕畜連携等による活用提案を行いつつ、遊休農地解消に向けた、手厚い支援体制を図られたい。

○10番（西沢 泰裕） 大きい項目で、2 担い手農家や集落営農等の育成と支援ということで、齋藤委員、蜂須賀委員と私と3人で検討いたしました。（1）新規就農者に対する支援について。担い手不足の中、市が実施している新規就農者に対する支援は有効と考える。については、次のとおり更なる充実を図られたい。①新規就農者の自立には、複数年の研修と支援が必要であるため、支援期間の延長を検討されたい。②対象年齢の引き上げを検討されたい。③農業スクール受け入れ農家に対しての研修生受入経費の引き上げを図られたい。④初期投資に対する支援制度の継続をお願いしたい。（2）集落営農等の育成と支援について。①山間集落においては、高齢化により気力・体力ともに減退し、営農活動の危機が迫っている。そのような状況を打開するには、営農組織の設立が急務と考える。早急に対象集落において座談会の開催や集落の意向把握など、集落・地域にあった営農組織の設立を支援するため、農業委員会、県、市、JAが一体となった推進体制を強化されたい。②既存の営農組織においては、米価の下落や従事者の高齢化等により存続が厳しい組織もある。今一度、各組織の状況を把握して、再編等も含めた経営改善の指導を行い、増収につながるような取り組みを指導されたい。（3）農業経営塾の設置について。担い手、集落営農の構成員が、その継続・発展のため、販売や商品企画、労務・財務管理、人材マネジメント、リーダーシップなどを幅広く学べる農業経営塾の設置を検討されたい。

○6番（井谷 勝彦） 3 地域を支える農政ということで、1番と7番の委員さんと一緒に検討しました。（1）多面的機能支払交付金制度の推進について。地域の農業を支える制度として市においても推進されている多面的機能支払交付金制度については、有効である地域があると認識する。しかしながら、交付金申請事務が煩雑なため、事務を行う人材が無く、取組を躊躇している地域があると聞いている。については、国等へ農村の実態に即した事務の簡素化を要望いただくとともに、本制度の活用が有効である地域が取組めるような積極的な指導・支援を推進されたい。（2）土地改良区への支援について。土地改良区においては、構成員の高齢化や不在地主の増加等により維持のための賦課金の徴収が困難となり、運営・農道・用排水路等の維持に支障をきたしている。未収対策への有効な方策を指導されたい。（3）遊休農地解消に向けた農会等への支援について。中山間地域においては、個人では遊休農地の解消は困難な状況となっており、農会、土地改良区、コミュニティ等の遊休農地解消に向けた新たな支援制度を検討されたい。

○8番（上坂 光広） 水嶋委員、北垣委員、大変お世話になりました。ありがとうございました。4 有害鳥獣の被害防止対策の強化。（1）個体数の減少対策について。①有害鳥獣の被害は、一向になくならない。更なる捕獲体制の強化を検討されたい。②狩猟者の増加施策の検討、狩猟免許取得や免許更新の支援の充実を図られたい。（2）被害防止対策の強化について。①侵入防止柵・捕獲檻等の設置及び管理に対する支援の充実を図られたい。②中型獣による被害防止を強化されたい。③夜間、峠の舗装道路及び橋梁など電気柵で対応できない場所に対する施策を検討されたい。

○14番（石橋 重利） これにつきましては高尾委員、永井委員さんとそれぞれ慎重審議させていただきました。朗読させていただきます。5 環境にやさしい農業・地産地消と食農教育の推進。（1）環境にやさしい農業の推進について。コウノトリ育む農法では、地域の環境や農業を学ぶことで郷土愛を育むことを目標に、コウノトリ育む農法アドバイザーを養成している。このような人たちの更なる能力向上に努めていただくとともに、アドバイザーの活用についても検討されたい。（2）地産地消と食農教育の推進について。①市をあげて地産地消に取り組むことが重要と考える。直売所・飲食店などと連携して地産地消推奨店などを登録し、PRやイベントを開催するなどリピーターを増やすための後押しを検討されたい。②伝統・特産農産物は、地産地消・食農教育の推進に役立つほか、地域の農業の復興につながる可能性をも秘めているため、更なる発掘、育成、ブランド化の推進を強化されたい。

○議長（森井 脩） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○3番（高尾 利美） 今年度、この意見書の項目が去年より少し長くなったかと思えます。それでこれを見ていまして気になったのが、最初、村田委員さんが読まれたときのところであるがとありますがとおっしゃったように、最初のはじめにの文章がですます調になっているんですけども、この後半の部分が全部断定文になっているので、最後検討されたいというところについてはそうかなと思うんですけども、ちょっと長い項目ではですます調になっていない、そこが少し気になったところがあります。

それと、2番の担い手農家や集落営農等の育成と支援についてなんですけれども、質問なんですけれども、（3）の農業経営塾の設置についてなんですけれども、この農業経営塾の設置はどのくらいのニーズがあるのかということがお伺いしたいのと、3番の地域を支える農政についてなんですけれども、（1）の2行目のついてはのところなんですけれども、要望するとともにの方がいいんじゃないでしょうか。それと（2）の1行目からいきましたら、不在地主の増加等により維持のための賦課金うんぬんとありまして、最後、運営・農道・用排水路等の維持と、維持、維持と重なるのでここは保全の方が妥当かなと思います。それと5番、環境にやさしい農業のところなんですけれども、（1）環境にやさしい農業の推進についてなんですけれども、この2行目の終わりのこのような人というのはアドバイザーだけでなくアドバイザーも含めているのかどうかによるんですけども、アドバイザーだけを指しているのですでしたらこのような人とするのではなく、養成しているアドバイザーの更なる能力向上とともに活用についても検討されたいというのが妥当ではないかと思えます。もしアドバイザーに近い人も含まれているのですでしたらこのような人たちのとなると思うんですけども、アドバイザーの方限定のことでしたらこのような人となるのは不適切ではないかと思えます。以上です。

○議長（森井 脩） たくさんのご意見いただきました。事務局からなにかありますか。

○事務局（古谷 明仁） ですます調、極力揃えたつもりなんですけれども、そういうご指摘がありましたので再度語尾については修正等、させていただく可能性があります。再度中味の確認をさせていただきます。

農業経営塾の設置について等でありますけれども、大原委員さん、私が説明した後おかしなところがあれば補足してください。いろいろな研修がJAさんであるとか普及センター等でなになにについての研修があるわけですけれども、ここであげているのは農業の技術のみではなくて、あとあとの収益とか経営とかそういうことも含めてそういう塾が農業スクール等出られた方が相談できるような塾を設置してはどうかなど。そのあたりについてもあまり具体的などころまで煮詰まっていないですけれども、それを今後要望していきたいなどということであげています。

3番の多面的機能につきましては、31年度に向けて今国の方も内容の精査をされているみたいです。今現在5年目を迎えられて更新の時期になるにあたって、地元、加陽の方とかにアンケート等出されたり、そういう実情を把握して、それに基づいて簡素化できる要素がないかどうかということを検討されているということをお聞きしています。要望するとともにということで訂正させていただきます。私の思ったのは農業委員会から市の農政、市の方に国に要望していただきたいという意味で要望いただきたいというふうに理解していたんです。

○議長（森井 脩） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時10分）

（再開 午後3時25分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

事務局、説明願います。

○事務局（古谷 明仁） 高尾委員の質問を受けて、3 地域を支える農政。（2）土地改良区への支援についての中で、「運営・農道・用排水路等の維持に」を「運営及び農道・用排水路等の保全に」に修正させていただきます。

○議長（森井 脩） 他にご意見、ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 他にないようですので以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案を一部修正し可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、「第44号議案、平成30年度豊岡市農政等に関する意見書について」は、

原案を一部修正した内容で可決されました。

第45号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（森井 脩） 日程第12、第45号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○6番（井谷 勝彦） この中で使用貸借に金額が記載されています。賃貸借ならわかりますが、使用貸借で金額が入っているのはなぜでしょうか。

○事務局（西田 弥） 申し訳ございません。使用貸借は金額が入らないのが正解でございます。横線でお願いしたいと思います。

○6番（井谷 勝彦） これは農林水産課からきているとすれば、ここで訂正するのはおかしいんじゃないんですか。

○議長（森井 脩） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時35分）

（再開 午後3時40分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

事務局、説明願います。

○事務局（西田 弥） 申し訳ございません。農林水産課に確認しましたところ、小作料の欄と支払方法の欄、こちらが間違っておりまして、使用貸借の場合は横バーということでございます。ですので何件かありますけれども使用貸借のところは金額が入りません。口座振込のところも横バーでお願いいたします。以上です。

○事務局（古谷 明仁） 使用貸借のところは37番と同じ記載方法になります。それ以外は間違っていました。すみませんでした。

○議長（森井 脩） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第45号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

閉会

○議長（森井 脩） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、平成30年度第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後3時35分閉会